

派遣法第 23 条第 5 項に基づく弊社の労働者派遣事業の状況 に関する情報（本社）

（2025 年 4 月 1 日現在）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）、第 23 条 5 項に基づく情報を提供いたします。

1	派遣労働者の数（1 日平均）	134 人
2	労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先の数）	20 件
3	労働者派遣に関する料金の額の平均額（1 日 8 時間当たりの額）	20,150 円
4	派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間当たりの額）	15,109 円
5	マージン率（小数点第 2 位以下を四捨五入）	25.0%
6	派遣スタッフのキャリア形成支援制度に関する事項	① OJT 指導による教育訓練の実施（無償有給） ② 職種・キャリアに応じた教育コンテンツの提供
7	派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	協定対象派遣労働者の範囲：全派遣労働者 労使協定を締結している （協定書の有効期間：2026 年 3 月 31 日）